

誓 約 書

今般、海南市の普通財産の譲渡を受けたく普通財産譲渡申請書を提出しましたが、申込にあたっては、下記事項に相違ない旨確約の上、貴市における契約等に係る諸規定を厳守いたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任を取ることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情等は申しません。

以上誓約いたします。

なお、誓約事項の事実確認のため、海南市が和歌山県海南警察署に対し、情報の照会を行い、それを取得することについて承諾します。

年 月 日

海南市長 神 出 政 巳 様

市有財産売却申込者

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

記

(一般的事項)

- 1 私は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員には該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 契約の履行をしないこと。
 - (2) 契約に違反し、契約の相手方として不適当であると貴市に認められること。
 - (3) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当であると貴市に認められること。
 - (4) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、貴市の市有財産売却随意契約一般公募実施要領及び土地売買契約書の各条項を熟覧し、貴市の説明等を傾聴し、これらについてすべて承知のうえ申込みますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情等は申しません。

(暴力団排除に関する事項)

- 1 私は、次のいずれにも該当することはありません。
 - (1) 役員等※1に、暴力団員※2又は暴力団関係者※3（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等※4
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

- (3) 役員等又は使用人が、暴力団※5の威力、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

2 上記1に掲げる事項に該当する者であると判明した場合は、海南市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- ※1 法人その他の団体にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- ※2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- ※3 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- ※4 法人その他の団体又は個人をいう。
- ※5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

記入例

誓 約 書

今般、海南市の普通財産の譲渡を受けたく普通財産譲渡申請書を提出しましたが、申込にあたっては、下記事項に相違ない旨確約の上、貴市における契約等に係る諸規定を厳守いたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任を取ることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情等は申しません。

以上誓約いたします。

なお、誓約事項の事実確認のため、海南市が和歌山県海南警察署に対し、情報の照会を行い、それを取得することについて承諾します。

〇〇年△△月××日

海南市長 神 出 政 巳 様

**共有名義による申込
の場合は、共有者全
員が1枚ずつ誓約書
を記入してくださ**

入札参加申込者

住 所

海南市△△□□番地★★★

氏名又は名称

及び代表者名

かいなん たろう
海南 太郎

記

(一般的事項)

- 1 私は、地方自治法(昭和22年法律第67条)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員には該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 契約の履行をしないこと。
 - (2) 契約に違反し、契約の相手方として不適当であると貴市に認められること。
 - (3) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当であると貴市に認められること。
 - (4) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、貴市の市有財産売却随意契約一般公募実施要領及び土地売買契約書の各条項を熟覧し、貴市の説明等を傾聴し、これらについてすべて承知のうえ申込みしますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情等は申しません。

(暴力団排除に関する事項)

- 1 私は、次のいずれにも該当することはありません。
 - (1) 役員等※1に、暴力団員※2又は暴力団関係者※3(以下「暴力団員等」という。)がいる法人等※4
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

- (3) 役員等又は使用人が、暴力団※5の威力、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

2 上記1に掲げる事項に該当する者であると判明した場合は、海南市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- ※1 法人その他の団体にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- ※2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- ※3 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- ※4 法人その他の団体又は個人をいう。
- ※5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。